

名古屋市は、これまで、伊勢湾台風や東海豪雨などの自然災害に見舞われ、多くの尊い命や貴重な財産を、自然の猛威の前に失ってきました。

また、今日では、名古屋市を含むこの地域は、東海地震や東南海地震などの大規模地震の発生により、甚大かつ広域的な被害を受けることが危惧されています。

私たちは、いつでも被災者になり得ます。

そのうえ、日本のものづくりの中核としてのこの地域が、甚大な被害を受けた場合、その被害が日本経済全体に与える損失は非常に大きく、世界的にも影響を及ぼしかねません。

私たちの力で、自然災害を根絶することはできませんが、その災害によって生ずる被害を減らすことはできます。私たちは、自然とともに生き、自分や家族、地域、そして名古屋のまちを私たち自身で守っていかなければなりません。

**自分で自分や家族を守るという「自助」、
市民や事業者が助け合って地域を守るという「共助」、
行政が市民や事業者の活動を支援し、それらの者の安全を確保するという「公助」**

の理念を念頭に置き、市民、事業者及び市が協働して、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進めていくことが必要になります。

それは、一朝一夕にできるものではありません。

しかし、先人がこれまで進めてきたように、地道なまちづくり、ひとづくりを続けていけば、私たちのこの名古屋のまちが災害に強いまちになるものと信じています。

ここに、自然災害に見舞われても、それを乗り越え、誇りと愛着を持ち続けることのできるまち「名古屋」を、後の世代に引き継いでいくことを決意し、この条例を制定します。

(名古屋市防災条例前文より)

目次

第1章	策定の趣旨	1
第2章	防災人材育成の基本的な考え方	
	1. 基本理念	2
	2. 防災人材育成方針の構成	2
	3. 防災人材育成の推進	3
第3章	めざすべき姿と人材育成の方向性	
	1. 市民	4
	2. 事業者	9
	3. 市職員	13
	(参考・概念図)	18
第4章	めざすべき姿の実現のための方策	19

参考資料

1. 市民のめざすべき姿を実現するために必要な要素	23
2. 事業者のめざすべき姿を実現するために必要な要素	25
3. 市職員の災害対応業務に必要な要素	27
4. 名古屋市災害対策本部各班の災害対応業務に関するアンケートの概要	28
5. 防災意識に関する職員アンケートの概要	30



第 1 章 策定の趣旨

近年の気候変動の影響により、自然災害が激甚化・頻発化し、毎年各地で大きな被害が発生しています。南海トラフ地震の発生可能性も今後 30 年以内に 70～80% と高まっており、本市において、いつ大規模災害が起きてもおかしくない状況といえます。

大規模自然災害時に機能不全に陥らない強靱な地域を作り上げるために「名古屋市地域強靱化計画」や「名古屋市災害対策実施計画」などにに基づき、ハード・ソフト両面から地域特性に応じた災害対策を総合的かつ計画的に推進し、災害に強いまちづくりを進めてきたところです。

現在、地震や水害については、東日本大震災の教訓や激甚化する豪雨を踏まえて、想定し得る最大規模の災害を見据え、堤防の決壊や越水などが起こる可能性を前提に被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方にに基づき、住民避難を中心に「命を守る」ことが基本とされています。

本市でも、新たなハザードマップに基づき、想定し得る最大規模の災害への対策をより強力に推進していく段階にあり、広域避難などの新たな考え方も取り入れて対応していく必要があります。こうした中で、発災時に一人でも多くの命を救い、少しでも被害を減少させるためには、住民一人ひとりが防災・減災の意識を持ち、迅速かつ主体的に避難行動などを取れるよう、自助・共助の取り組みを強化し、支援していくことが急務となっています。また、住民主体の取り組み強化による防災意識の高い社会の構築については、国においてもその重要性が示されています。

このような背景を踏まえて、令和 2 年度に「名古屋市地域強靱化計画」を改定し、新たに「人材育成・防災教育等」を本市防災施策の大きな柱として位置づけ、名古屋市役所が一丸となって防災人材育成を推進していくための統一的な方針として、「名古屋市防災人材育成方針」を策定しました。

第2章 防災人材育成の基本的な考え方

1. 基本理念

『防災の日常化による災害に強いまちづくり』

市民・事業者・市職員一人ひとりが、日頃から防災・減災を意識し、行動することが当たり前となる社会を構築することにより、災害に強いまちナゴヤを実現します。

2. 防災人材育成方針の構成

防災人材の育成にあたって、まず防災を自分事として捉えることが大切であり、そのためには、公助の限界と大規模災害の切迫している状況を認識し、公助に依存せず自助・共助により災害を乗り越えていくという自らの「意識の変革」が必要です。次いで、「行動変容」を促すため、命を守るために必要な知識の習得やスキルの向上を行い、発災時の適切な避難行動に繋げていくため訓練を重ねることが必要であり、事前の対策や備えを具体的に実施することが重要です。さらに、こうして得た知識やスキルを自身のみにとどめるのではなく、共助として周囲や地域へ展開することにより、地域全体の防災力を底上げし、皆で災害を乗り越えていくことに繋がります。

防災人材育成方針では、こうした考え方を基本とし、防災の日常化を進めるため、第3章では、市民・事業者・市職員ごとにめざすべき姿を明らかにし、「意識の変革」、「知識の習得・スキルの向上」、「地域防災力の向上」の3つの視点から人材育成の方向性を示すとともに、第4章では、めざすべき姿を実現するための方策を掲げます。



3. 防災人材育成の推進

防災人材育成方針に基づき、名古屋市役所が一丸となって防災人材育成を推進します。推進にあたっては、全市で計画的、体系的、戦略的に行うものとし、具体的な実施計画として毎年度「防災人材育成計画」を策定します。

毎年度取り組みの効果を客観的に評価するとともに、副市長をトップとする「防災危機管理施策の効果的な推進に係る検討会議」などの全庁的な会議の場を通じて、取り組み状況や課題などを共有し、局横断的な視点などで改善点を検討し、取り組みの充実・強化を図ります。

なお、取り組みを効果的に行うため、育成対象となる市民・事業者・市職員に対して、この方針に掲げる基本理念やめざすべき姿、人材育成の方向性が共通認識となるよう様々な機会を捉えて啓発します。

第3章 めざすべき姿と人材育成の方向性

1. 市民

● めざすべき姿

自ら考え、自分や家族の
命を守る行動がとれる

地域住民と協力して、
お互いに助け合うことが
できる

● 人材育成の方向性

(1) 「自分や家族の命は自らが守る」「皆と共に助かる」意識の醸成

切迫する自然災害の脅威や大規模災害時における公助の限界などを伝えることにより、災害を「自分事」として捉え、「自分や家族の命は自らが守る」、「皆と共に助かる」意識を醸成します。

(現状と課題)

本市では、1891年の濃尾地震、1944年の昭和東南海地震、1959年の伊勢湾台風、2000年の東海豪雨など、過去に大きな自然災害による被害が発生していますが、近年この地域では大規模災害が発生していないため、被災経験のない市民が増えるとともに、経験をしている人でも災害の記憶が風化し、危機意識の希薄化が懸念されます。

公助を担う行政は防災対策の充実に不断の努力を重ねますが、突発的に発生する激甚な災害に対して、ハード整備による防御、救出・救助などの公助には限界があります。

そのため、市民一人ひとりが災害を「自分事」として捉え、「自分や家族の命は自らが守る」「皆と共に助かる」という意識を持ち、主体的に必要な対策を進めることが必要です。

(2) 災害リスク・避難行動・事前対策の理解の促進

適切な避難行動が命を救います。まず災害リスクを認知し、安全な場所に適切なタイミングで避難するための必要な知識の習得、スキルの向上・定着を図るとともに、命を守るための事前対策への理解を促進します。

(現状と課題)

過去の災害で明らかになった課題や教訓を風化させず継承し、次の災害に活かさなければ命を守ることはできません。

災害リスクが示されている場所での被害も多く、令和元年台風第 19 号等では、洪水などによる犠牲者の約 7 割¹ が浸水想定区域内であったとの調査結果があります。市民アンケートによると大雨などによる自宅周辺の災害リスクをハザードマップで確認している人の割合、自宅周辺で避難できる指定緊急避難場所を知っている人の割合はともに約 6 割²にとどまります。自然災害から身を守るため、まずはハザードマップなどで災害リスクを確認し、次いで、避難先や避難するタイミングを確認し、理解することが必要です。さらに、自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が適切な避難行動の妨げになることへの理解も必要です。

また、大規模災害が懸念される中で、災害に対して（どちらかという）準備ができていない市民は約 6 割³にのぼります。家具の転倒防止や耐震対策などの被災しないための取り組みや食料や飲料水の備蓄などの助かった命を守るための取り組み、災害関連死の要因や災害ストレスへの対処法などへの理解が必要です。

1. 令和元年台風第 19 号等による災害からの避難に関するワーキンググループ報告書（内閣府）
2. 令和元年度名古屋市総合防災訓練・総合水防訓練の参加者への市民アンケート調査（名古屋市）
3. 令和元年度第 7 回ネット・モニターアンケート（名古屋市）

災害関連死とは

地震による建物の倒壊や津波などによる直接的・物理的な原因ではなく、災害による負傷の悪化や避難生活などの身体的な負担による疾病で死亡することです。具体的には人手不足による治療の遅れやエコノミークラス症候群、慣れない避難所でのストレスなどの要因が挙げられます。



(3) 地域防災活動の活性化

自主防災組織などの地域の防災活動への協力・参加を促進するとともに、防災に意欲のある人材の育成や多様な主体が連携できる仕組みづくりなどの地域防災活動の活性化を推進します。

(現状と課題)

阪神・淡路大震災では、約 8 割⁴の人が地域住民などによって救助されたといわれています。大規模災害が起きた場合には、行政の支援が行き渡るまでに時間がかかるため、高齢者や障害者などの避難行動要支援者を含め、一人でも多くの命を救うためには地域の防災力を向上させ、共助力を高めることが重要です。

一人ひとりが周囲の安否を互いに確認するほか、自主防災組織や消防団などによる地域の防災活動を認識することが必要であり、これまで活動に参加してこなかった人に対して、活動への協力・参加を促すことも必要です。

少子高齢化が進行する中で、避難行動時に支援を必要とする高齢者が増加する一方で、ライフスタイルの多様化や核家族化などにより地域コミュニティの希薄化が進んでいます。また、地域防災の担い手も不足しており、災害時の地域での助け合いが機能しないことが危惧されます。こうした中で、町内会などを通じて日頃から顔の見える関係づくりを進めるとともに、地域防災の担い手のすそ野を広げるため、防災に意欲のある人材の育成や、地域が地元企業やボランティア団体などの多様な主体と連携できる仕組みづくりなどを推進し、地域防災活動を活性化させることが必要です。

4. 平成 26 年版防災白書（内閣府）

5. 平成 23 年版防災白書（内閣府）

6. 令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）（内閣府）

失われる避難行動要支援者の命

過去の災害における死者に占める高齢者の割合は、東日本大震災では約 65%⁵、令和元年台風第 19 号では約 65%⁶、令和 2 年 7 月豪雨では約 79%⁶ となっています。今後高齢化が進む中で、地域住民が広く高齢者や障害者、乳幼児をはじめとする避難行動要支援者の存在を意識し、その命を守ることに協力する風土を醸成していくことが必要です。



2. 事業者

● めざすべき姿

来所者・従業員や
事業所を守り、
事業を継続できる

地域や市と協力して、
地域と共に災害を
乗り越えることができる

● 人材育成の方向性

(1) 「従業員などを守る」「地域と共に災害を乗り越える」意識の醸成

切迫する自然災害の脅威などを伝えることにより、災害対策を「自分事」として捉え、「来所者・従業員や事業所を守る」、「地域と共に災害を乗り越える」意識を醸成します。

(現状と課題)

本市には約 77,000⁷ の企業があり、そのうち約 99%⁷ が中小企業です。全国的には、当面の経営課題に災害対策を掲げる中小企業は約 2%⁸ と防災の優先度は極めて低く、切迫する自然災害の脅威などを伝えることにより、災害対策に主体的に取り組む意識を醸成することが必要です。

まずは、経営者自身が「来所者・従業員や事業所を自らが守る」という責任感と、災害時に地域の事業者に期待される役割を踏まえ「地域と共に災害を乗り越える」という意識を持ち、その意識を従業員を含めた社内全体で共有していくことが必要です。

7. 中小企業・小規模事業者の数（2016年6月時点）（中小企業庁）

8. 第1回中小企業強靱化研究会（平成30年）配布資料（中小企業庁）

(2) 命を守るための対策と事業継続計画などの理解の促進

災害リスクの認知に加え、人命の安全確保・物的被害の軽減・二次災害の防止・帰宅困難者対策などの事業所として取るべき対策や、発災後の事業の継続・速やかな再開に向けた事業継続計画などへの理解を促進します。

(現状と課題)

ハザードマップを見たことがない中小企業は約 6 割⁹ にのぼり、災害リスクの認知が十分でないため、具体的な取り組みをイメージできていない企業も多い状況です。まずは、ハザードマップにより事業所の所在する地域の災害リスクを認知し、指定緊急避難場所などの安全な場所に、適切なタイミングで避難するために発表される避難情報の種類や意味などの必要な知識を習得することが必要です。

また、自然災害への備えに具体的に取り組んでいる中小企業は半数以下⁹にとどまります。来所者・従業員や事業所を守るためには、人命の安全確保や物的被害の軽減、二次災害の防止、帰宅困難者対策など、事業所として取るべき対策を理解したうえで、体制の構築や資機材の準備などの備えや活動を定めた防災計画を作成し、組織的な教育・訓練により確認・定着させることが必要です。特に災害リスクが高く法律で避難確保計画の提出が義務付けられている要配慮者利用施設などについては、その必要性を十分に理解し、施設の特性に応じた対策を行うことが必要です。

雇用と暮らしを守るためにも、発災後の重要な事業の継続や速やかな再開が重要であり、そのためには、事業継続計画などを事前に作成しておくことが大切です。一方で、本市における中小企業の事業継続計画などの策定率は約 2 割¹⁰にとどまることから、事業継続計画などの有用性を理解することが必要です。特に国が中小企業向けに創設した事業継続力強化計画認定制度に基づく計画は、比較的容易に作成ができ、認定により税制優遇などの支援策を活用できることから、積極的に制度の周知や策定支援を進めることが必要です。

9. 2019 年版中小企業白書（中小企業庁）

10. 令和 3 年 7 月名古屋市景況調査（名古屋市）

トピックス

③

要配慮者利用施設に求められる対策

近年の豪雨災害では、社会福祉施設の入所者が逃げ遅れにより犠牲となっています。水防法などにより、浸水が想定される区域にある社会福祉施設、医療施設などは、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な防災体制などを定めた計画の作成・提出や訓練の実施が義務付けられています。



令和 2 年 7 月の球磨川流域の豪雨により、浸水した要配慮者利用施設

(3) 地域との共生・支援への理解の促進

地域と共に災害を乗り越えるために、事業者としてできることを考え、普段から顔の見える関係を築くなど、地域の一員として行動する重要性の理解を促進します。

(現状と課題)

事業者は地域コミュニティの一員であり、地域の重要な構成要素です。特に昼間主に地域にいるのは高齢者や子どもなどの要配慮者が中心となる中で、発災直後の人命救助などにおいて地域の力になる大きな存在です。本市では、災害発生を見据えた地域との防災訓練や地域活動への関わりに前向きな中小企業は約8割¹¹存在する一方で、実際に地域と交流がある中小企業は約5割¹¹にとどまります。

様々な事業活動を通じて密接な関係にある地域と共に災害を乗り越えるため、普段から地域住民と顔の見える関係を築き、交流を深め、事業所の持つ資産や資源を活用した地域への支援・協力体制を検討することが必要です。

トピックス

④

地域と事業所との支援協力体制

災害時に地域の事業所が近隣の住民を支援する制度として、地域と事業所が覚書を締結し、一時的な避難場所や救助資器材等を提供する「地域防災協力事業所表示制度」があります。令和3年10月末時点での締結件数は約1,850件となります。



11. 令和2年度調査研究「産官民の連携による災害に強いまちづくりを目指して～中小企業の持つ資産・資源（リソース）の防災・減災への活用～」(名古屋都市センター)

3. 市職員

● めざすべき姿

迅速かつ的確に
災害対応業務を
実施できる

防災を意識した
業務運営に
取り組むことができる

● 人材育成の方向性

(1) 災害対応業務を担う職員の土台となる意識の醸成

防災・減災を「自分事」として捉え、自らの命は自らが守る「自助」の意識を徹底させるとともに、平常時から災害対応に必要な知識の習得とスキルの向上に努め、災害対応に全力を持ってあたらなければならないという高い使命感を喚起します。また、平常時と災害時の両面を見据える思考の変革を促進します。

(現状と課題)

職員が万難を排して参集し災害対応業務に取り組むためには、災害によって命を失わないことが何よりも重要です。しかし、大半の職員は本市において大規模災害がいつ起きてもおかしくないと思っているにもかかわらず、災害から自分や家族の命を守るために必要な対策ができている者は約6割¹²にとどまります。

さらに、市民の生命・財産を守る責務を果たすためには、職員一人ひとりが必要な知識の習得とスキルの向上に努め、災害時には全力で対応するという高い使命感が必要です。

12. 令和3年度防災意識に関する職員アンケート調査（名古屋市）

また、防災・減災の視点を日常的に持つことは大切ですが、約半数¹²の職員が平常業務において、防災を意識して取り組むことができていません。事業を検討していく中でそうした視点も加味するほか、市民や事業者との対話の際にも話題にするなど、平常時と災害時を連続したものとして捉えることを当たり前とする思考の変革が必要です。

トピックス

⑤

フェーズフリーという考え方

フェーズフリーとは、身のまわりにあるモノやサービスを、平常時はもちろん、災害時にも役立てることができるという考え方です。

<フェーズフリーの活用例>

- ・電気自動車が災害時の非常用電源として活用できる
- ・体育館の空調が避難所の環境改善につながる など



12. 令和3年度防災意識に関する職員アンケート調査（名古屋市）

(2) 災害対応業務の円滑な推進に必要な能力の向上

職員一人ひとりが自身の担う災害対応業務への理解を促進するとともに、組織として円滑に対応できるよう訓練によりチームの力を磨きます。また、個々に必要となる能力を災害時にも十分発揮できるよう研修・訓練により育みます。(個々に必要となる主な能力:①全職員「災害(被災)イメージ力」「災害対応の全体像把握力」、②係長級職員「状況推移の予測力」「マネジメント能力」、③管理職員「リーダーシップ」)

(現状と課題)

災害対応業務については、名古屋市災害対策本部において市本部の事務を担う局室を中心とした15部と区本部の事務を担う16区のもと計232班で任務を分担しています。発災時に円滑に業務を遂行するためには、職員一人ひとりが自身の担う災害対応業務を理解し、主体的に動けることが必要であり、マニュアルを作成するほか、継続的な研修・訓練の積み重ねにより育成していくことが必要です。各班へのアンケートによると「今南海トラフ巨大地震などの大規模災害が起きた場合、円滑に対応することは難しい」班は約4割¹³であり、また、各職員へのアンケートでも「自分の災害対応業務の内容を(どちらかといえば)理解していない」職員は約3割¹⁴となっていることから、効果的な職員育成体制の構築を含めたさらなる取り組みの充実・強化が必要です。

また、大規模災害時の経験を持つ職員が年々少なくなる中で災害対応力の低下が懸念されており、研修などを通じて、過去の災害の教訓や被災地への職員派遣で得た経験・知見を共有し、災害対応業務に活かしていくことも必要です。

13. 令和3年度名古屋市災害対策本部各班の災害対応業務に関するアンケート調査(名古屋市)

14. 令和3年度防災意識に関する職員アンケート調査(名古屋市)

<個々に必要となる主な能力>¹⁵

- ① 円滑な災害対応の第一歩として、災害（被災）によって起こることをイメージし、課題を発見できる力や、市の災害対応の全体像を把握した上で、自身が担う役割を認識し柔軟に行動する力が必要です。

大規模災害時の被災者ニーズの変化をイメージできる職員の割合	約 5 割
災害対応にあたって、市全体の業務や役割を理解している職員の割合	約 5 割

- ② 実務のリーダーとして業務をけん引する係長級の職員は、情報収集・整理・分析を通じて、変化する状況の推移を予測し、対応策を立案する力や、マネジメントする力が必要です。

変化する状況を予測し、必要な対応ができる係長級職員の割合	約 6 割
災害時もマネジメント能力を発揮し、業務をけん引できる係長級職員の割合	約 6 割

- ③ 意思決定を行う管理職員は、各部局との連携も視野に入れながら、常に一步先を見据え、迅速かつ的確に災害対応の方針を判断し、決断する力を磨き、組織として経験値の少ない災害対応の状況下でも、リーダーシップを発揮することが必要です。

状況に応じて的確に方針を判断し、決定できる管理職員の割合	約 7 割
------------------------------	-------

（上記アンケート調査結果の割合は、「できる」及び「どちらかといえばできる」の合計）

15. 令和3年度防災意識に関する職員アンケート調査（名古屋市）

(3) 地域防災力を向上させる職員の育成

市民や事業者への啓発や学校教育における人材育成などを効果的に行うことのできる人材を育成するとともに、地域防災力の中核を担う消防団員や災害対策委員などの育成を推進します。

(現状と課題)

市民や事業者に効果的な啓発や教育・訓練を行うためには、地区防災カルテなどに基づき対象となる地域の特性を理解し、地域に寄り添った視点を持って仕掛けや仕組みを考えることが大切です。加えて、市民などの心に響く場づくりや説明力、資料作成力といったスキルを身に付け、熱意を持って取り組むことが必要です。

また、学校における防災教育の担い手となる教職員については、避難誘導をはじめとした災害対応力に加え、防災教育に関する知識や指導力を高めることが必要です。

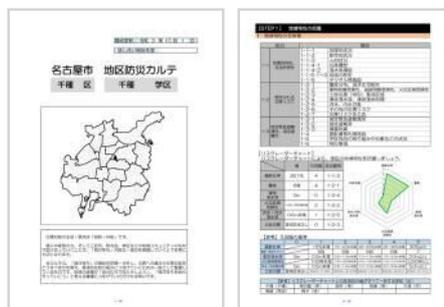
さらに、地域防災力の充実・強化を図るためには、普段から地域で防災活動を行う非常勤職員である消防団員や災害対策委員などに対しても、継続的な育成が重要です。特に災害対策委員は、任期により定期的に交代するため、必要な知識の習得やスキルの向上には、段階に応じた計画的な研修・訓練の実施が必要です。

トピックス

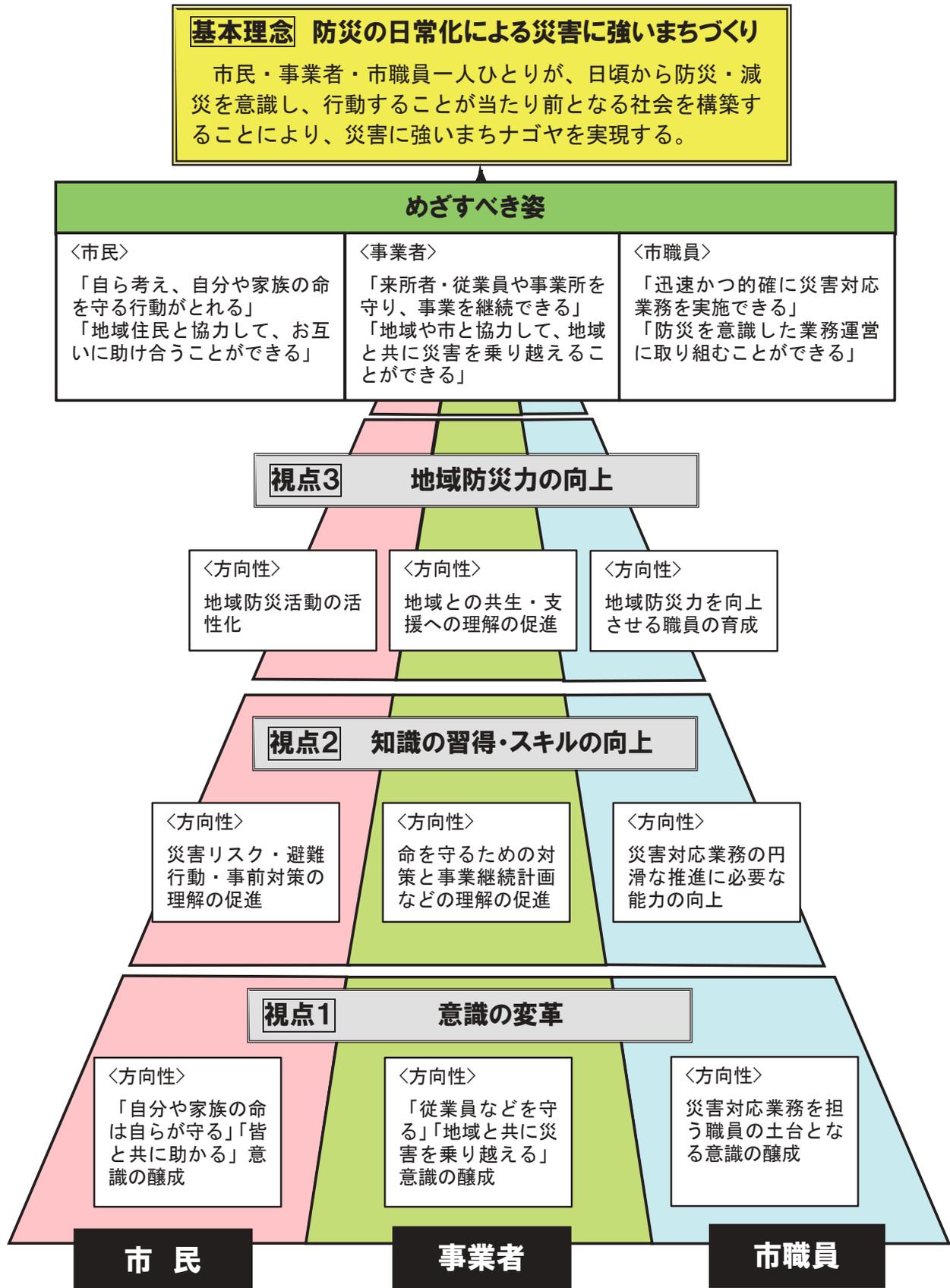
⑥

地区防災カルテとは

地域の地形、歴史、災害リスク、防災活動情報など、防災に関連する情報を学区ごとにまとめたものです。浸水リスクの有無や居住者の年齢構成などにより、必要な対策が異なるため、よりきめ細かく地域の防災活動を推進・支援していくためには、地区防災カルテなどの活用が有効です。



(概念図)



第4章 めざすべき姿の実現のための方策

第3章で掲げた人材育成の方向性を踏まえ、次の2つの視点を持ち、以下の(1)～(3)の方策を推進します。

● 「市民や事業者、地域の悩みや不安の解消に向けて一緒に取り組む」

区役所などでのチラシの配架、市公式ウェブサイトへの掲載など、既存の枠組みの中で一方的に情報を提供するだけでなく、地域での話し合いへの参加や市民・事業者向けに勉強会などの場を設けることにより、丁寧な対話を通じて、市民や事業者、地域が抱える悩みや不安の解消に向けて一緒に取り組みます。

● 「育成対象ごとの特性などに応じてきめ細やかに対応する」

育成対象ごとの特性などに応じて、効果的な普及啓発の充実を図るため、必要な情報を整理分析し、広報物の作成方法や啓発方法を吟味するなど、きめ細やかに対応します。

<対応例>

- ・高齢者や障害者、乳幼児をはじめとする避難行動要支援者に対しては、避難行動に必要な知識の普及啓発に加え、必要な対策を共に考えます。
- ・外国人に対しては、災害に関する基本的な知識の差を踏まえて対応します。

(1) 防災の日常化につながる普及啓発の推進 (**視点1** 意識の変革)

ア あらゆる機会を捉えた戦略的な取り組みの展開

全市民に対し、あらゆる機会を通じて普及啓発を実施するほか、各人が日常で多くの時間を過ごす地域、職場、学校、福祉施設などを人材育成の場として捉え、市役所や民間の様々な事業とも積極的に連携し、多面的に推進します。また、市職員に対しても、定期的な意識啓発の取り組みを展開します。なお、防災の日や総合防災訓練・総合水防訓練、伊勢湾台風や東日本大震災など過去の大規模災害が発生した日などを捉えて、全市的なキャンペーンを行うなど、防災が日常に溶け込み、一人も取り残すことなく、生活の中で自然と防災に関する意識が高まる取り組みを展開します。

ア 学びや実践の機会の確保・充実

知識の習得・スキルの向上を支援するため、港防災センターをはじめとする啓発施設のさらなる活用やeラーニングなどのコンテンツの強化、あいち・なごや強靱化共創センターとの連携などにより、ニーズに応じた教育・訓練の機会の確保・充実を図ります。

イ 名古屋の未来を担う子どもへの防災教育・訓練の推進

子どもの発達段階に応じた学校や保育所などでの防災教育は、「自然災害の基礎的な知識の習得」「自らの命は自らが守る意識」「発災直後に主体的に行動する態度」「支援者となる視点」「他者を思いやる心の育成」など、自助・共助の土台を育む重要な場であり、保護者への波及効果や訓練を通じた地域との連携などの視点も持ち、効果的な取り組みを推進します。

ウ 基礎的な災害対応力向上に向けた階層別研修などの充実

市職員の災害対応に必要となる基礎的な意識の醸成・知識の習得のため、階層別の職員研修や定期的な所属別研修によって継続的に喚起・学習する機会を確保するとともに、任用段階ごとに必要となるスキルを実践的に高められるよう研修の充実を図ります。

エ 円滑な災害対応に向けた研修・訓練の充実

各局区室は、常勤職員に加え、消防団員や災害対策委員などの地域に根差して活動する非常勤の職員も含め、あらゆる機会を捉えて防災知識を習得させるとともに、市全体で災害対応を円滑に進められるよう、所管する災害対応業務に関するマニュアルを整備し、研修・訓練の機会・内容の充実を図ります。

(3) 地域防災活動を活性化する仕組みづくり (視点3 地域防災力の向上)

ア 新たな地域防災の担い手の育成

町内会への加入率の低下や住民の高齢化などによる地域防災の担い手不足を解消するため、防災に意欲のある方々を新たな地域防災の担い手として育成する仕組みづくりを行います。仕組みづくりにあたっては、防災士などの活用も視野に入れつつ、地域の実情を踏まえて効果的な仕組みに繋がるよう地域と共に推進します。加えて、災害時にボランティア活動に参加・支援できる人材なども育成していくことで、多面的な地域防災活動の活性化を図ります。

イ 多様な主体と連携した地域防災活動の推進

普及啓発・教育・訓練などの実施にあたっては、地域などが主催する場合は行政が媒介となり、市民、事業者、ボランティア、NPO、学校などの参加を促進し、共に企画・運営することなどにより、連携・協働の輪を広げ、地域防災活動の活性化を図ります。また、本市が主催する際も、多様な主体と連携・協働し、人材育成の機会を拡大するとともに、課題を共有するなど、地域全体の災害対応力の底上げを図ります。

< 参考資料 >

1. 市民のめざすべき姿を実現するために必要な要素
2. 事業者のめざすべき姿を実現するために必要な要素
3. 市職員の災害対応業務に必要な要素
4. 名古屋市災害対策本部各班の災害対応業務に関するアンケートの概要
5. 防災意識に関する職員アンケートの概要

1. 市民のめざすべき姿を実現するために必要な要素

1 自ら考え、自分や家族の命を守る行動がとれる	
<心構え>「自分や家族の命は自らが守る」という心構えがある（視点1『意識の変革』）	
①	・自分や家族の命は自らが守るという自覚をもつことができる
②	・普段から意識することができる
<平時>自分や家族の命を守るために必要な防災対策を進め、防災活動に必要な知識の取得やスキルの向上に努めることができる（視点2『知識の習得・スキルの向上』）	
被災しないための防災対策ができています	
③	・耐震化（耐震診断・耐震改修）ができています
④	・ブロック塀の転倒防止措置ができています
⑤	・家具等の転倒防止措置（固定）や広告塔等の落下防止措置ができ、定期的に点検ができています
⑥	・ガラスの飛散防止措置ができています
⑦	・感震ブレーカーを設置ができています
被害を最小限にとどめるため防災対策ができています	
⑧	・消火器（消火スプレー）を設置ができています
⑨	・住宅用火災警報器を設置ができています
⑩	・7日分程度の物資、食料や飲料水等を備蓄ができています
⑪	・要配慮者（乳児・高齢者等）の特性に対応した備蓄ができています
⑫	・3日分の非常持出品の準備ができています
⑬	・雨水の流入防止措置やます等の清掃を行うことができます
⑭	・地域に配備された災害時に役立つ資機材（給水栓等）を操作できる
災害の理解や防災活動に必要な基礎的な知識がある	
⑮	・災害のメカニズム（地震・津波等の知識）、防災情報（避難情報・臨時情報等）、気象情報の意味を理解ができています
⑯	・自宅、職場、学校等日常生活で主に活動する場所における災害リスク（災害危険箇所）を理解ができています
⑰	・災害種別に応じた避難先、避難経路、避難や防災活動開始の目安を理解ができています
⑱	・過去に発生した災害による教訓（危機意識、避難のタイミング・具体的な避難行動・危険か所等）を理解ができています
⑲	・災害によるストレスへの対処法や災害関連死の要因を理解ができています
⑳	・帰宅困難者対策として必要な心構えや備え（発災後むやみに移動をしないこと、職場・学校での備蓄等）を理解ができています
㉑	・要配慮者（幼児・外国人等）は基本的な安全確保の方法（地震が起こったら頭を守る・倒れてくるものから離れる・煙を吸わない等）を理解ができています
㉒	・要配慮者（高齢者・障害者等）は自らの特性に応じた避難行動を理解ができています
防災活動に必要な基本スキルを身につけている(知識以外)	
㉓	・災害時や災害のおそれがあるときに、必要な防災情報を入手し、迅速な避難行動ができる
㉔	・家族と安否確認方法、非常時の連絡方法、避難場所を共有ができています
㉕	・初期消火ができる
㉖	・救助ができる
㉗	・応急手当ができる
㉘	・ライフラインが止まっても自宅で必要最低限の生活ができる
<災害時>自分や家族の命を守るために必要な避難行動を取ることができる（視点2『知識の習得・スキルの向上』）	
㉙	・自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）をもたずに適切な避難ができる
㉚	・災害時を想定し、繰り返し避難行動を確認できる

2 地域住民と協力して、お互いに助け合うことができる	
<心構え>「皆と共に助かる」という心構えがある（視点1『意識の変革』）	
「地域で助け合い、災害を乗り越えよう」という協力意識がある	
③①	・近所の人や周りの人の役に立とうとする意識がある
「多様な人に配慮して、地域防災活動を進めよう」と心がけることができる	
③②	・多様性（宗教・LGBTQ等）や要配慮者（高齢者・障害者等）に配慮ができる
<平時>地域住民が助け合うために必要な知識の習得に努め、地域コミュニティでの顔の見える関係をつくり、地域防災力を高めることができる（視点3『地域防災力の向上』）	
近隣住民をはじめ、地域コミュニティでの顔の見える関係ができる	
③③	・日頃から顔の見える関係づくりができています
③④	・相互に連携・協力する信頼関係ができています
③⑤	・要配慮者（乳幼児・高齢者等）の保護者は、必要な時に地域コミュニティと連絡を取り協力を得ることができる
地域で協力して取り組む防災活動に必要な知識やスキルを身につけている	
③⑥	・住んでいる地域の被災リスクを把握できている
③⑦	・要配慮者の避難誘導、安否確認、救助等ができる
③⑧	・連携した初期消火ができる
③⑨	・被災者の救助等ができる
④①	・避難所運営とは何かを理解できている
④②	・訓練に参加できている
④③	・子どもは大人の指示に従い、必要な通報ができる
④④	・発災時、車の使用を控えることができる
④⑤	・自主防災組織や消防団等の役割を理解できている
④⑥	・被災時の受援を理解できている
地域の防災力を向上させ、共助力を高めることができる	
④⑦	・平時から地域の防災活動を支援できている
<災害時>相互に協力して、必要な防災活動に取り組むことができる（視点3『地域防災力の向上』）	
④⑧	・避難する際、隣近所に声をかけることができる
④⑨	・協力して避難所運営ができる
④⑩	・自主防災組織や消防団等に協力して活動できる

2. 事業者のめざすべき姿を実現するために必要な要素

1 来所者・従業員や事業所を守り、事業を継続できる	
<p><心構え>「来所者・従業員や事業所を災害から守り、事業を継続しよう」という心構えがある（視点1『意識の変革』）</p>	
<p>「来所者・従業員や事業所の安全は自分たちで守る」という意識がある</p>	
①	・事業者として、来所者や従業員の生命の確保、二次災害の防止を含め事業所の安全を守る責任（役割）を自覚できている
<p>「発災しても事業を継続しよう」という意識がある</p>	
②	・事業継続について平時から検討する必要性を自覚できている
<p><平時>来所者や従業員の命を守り、事業を継続するために必要な防災対策を進め、必要な知識の習得やスキルの向上に努めることができる（視点2『知識の習得・スキルの向上』）</p>	
<p>災害時に来所者や従業員の安全を確保するための計画や事業継続のための計画を策定し、必要な体制を整備している</p>	
③	・避難計画や防災計画を策定し、必要な体制を整備できている
④	・事業継続計画や事業継続力強化計画を策定し、必要な体制を整備できている
⑤	・上記の計画を、従業員にも共有できている
⑥	・要配慮者の避難誘導、安否確認、救助等の対策ができる
<p>事務所で被災しないための防災対策ができている</p>	
⑦	・建物の耐震対策、什器等・ブロック塀の転倒防止措置、広告塔等の落下防止措置、ガラスの飛散防止措置、定期点検ができている
<p>事務所で被害を最小限にとどめるための防災対策ができている</p>	
⑧	・地震による火災の拡大防止対策（火災報知機・消火器・スプリンクラーの設置等）ができている
⑨	・来所者や従業員向けに、食料、飲料水等必要な物資を備蓄できている
⑩	・大規模地震時、来所者や従業員の安全な帰宅支援のための対策（情報収集・伝達手段等）ができている
⑪	・浸水防止対策・雨水流出抑制対策（止水版、土嚢の確保、ますの清掃等）ができている
⑫	・避難行動や避難支援に必要な資機材や備品等を整備できている
⑬	・施設ごとに要配慮者に必要な物品を備蓄できている
<p>災害リスクの理解や防災活動（避難行動等）に必要な基礎的な知識がある</p>	
⑭	・事業者は、職場のある場所の災害リスク、災害種別に対応した安全な避難行動・避難先・避難経路、避難のタイミングを理解できている
⑮	・従業員を防災訓練や講習に参加させること等により、防災に関する知識を習得する機会を提供できている
⑯	・従業員は災害時に役に立つ資機材を利用できる
<p>防災活動に必要な基本的なスキルを身につけている（知識以外）</p>	
⑰	・事業者は、災害に関する正確な情報を迅速に収集できている
⑱	・策定した計画に基づき、避難訓練等を実施できている
⑲	・要配慮者避難確保計画に基づき、要支援者を把握し、適切な訓練を実施できている
⑳	・来所者や従業員の安否確認方法を確立できている
㉑	・従業員は初期消火・救助・応急手当をできる
<p><災害時>来所者や従業員の命を守り、事業を継続するために必要な行動を取ることができる（視点2『知識の習得・スキルの向上』）</p>	
<p>安全を確認・確保（避難行動を含む）する</p>	
㉒	・屋外移動が危険な状況のときに、従業員等が屋外で移動しないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講じることができる
㉓	・状況に応じて、より安全な場所に避難できる
㉔	・従業員の一斉帰宅を抑制できる
<p>被災状況を踏まえて事業継続計画等を発動する</p>	
㉕	・事業継続計画等に基づき、事業の優先順位付けを行い、事業の再開を目指すことができる

2 地域や市と協力して、地域と共に災害を乗り越えることができる

<心構え> 地域の一員として、「地域の防災活動に参加し、地域と協力して、地域と共に災害を乗り越えよう」という心構えがある（視点1『意識の変革』）

日頃から、地域の一員として地域に貢献しようという意識がある

- ②6 ・地域コミュニティの一員として自覚があり、日頃から地域から期待される役割を認識できている

防災訓練への参加等、災害時には地域と協力して、地域と共に災害を乗り越えようという意識がある

- ②7 ・防災訓練等に参加し、災害時には事業所の持つ資産や資源を活用した地域への支援や協力により、地域の防災活動に寄与することを認識できている

<平時> 地域の構成員と良好な関係をつくり、防災活動上の協力関係を築くことができる（視点3『地域防災力の向上』）

地域の構成員と顔の見える関係や信頼関係がある

- ②8 ・地域組織や住民との顔の見える関係や信頼関係づくりができています

地域に提供、貢献できる体制を確保し、防災活動上の協力関係を築いている

- ②9 ・事業所の持つ資産や資源の提供、避難行動支援などの災害時の地域への支援や協力体制を確保できている

- ③0 ・周辺に住む要配慮者の避難施設としての役割を果たすことができる

地域での防災訓練に参加し、市や市民と連携し、防災訓練を行う

- ③1 ・地域の一員として、地域での防災訓練に参加し、市や市民等と連携し、防災訓練を行うことができている

事業所のある地域の被災リスクを把握している

- ③2 ・ハザードマップや地区防災カルテ等で災害のリスクを理解できている

<災害時> 地域（自主防災組織等）や市と連携・協力等し、地域と共に災害を乗り越えるために必要な防災活動に取り組むことができる（視点3『地域防災力の向上』）

地域（自主防災組織等）や市と連携・協力し、地域と共に災害を乗り越えるために必要な防災活動に取り組む

- ③3 ・資機材等を提供できる

- ③4 ・人足を出すことができる

- ③5 ・避難行動を支援できる

- ③6 ・避難者の受け入れができる

- ③7 ・事業所周辺の帰宅困難者に対して、施設内への受け入れや水、トイレ、情報、物資の提供等ができる

- ③8 ・市民等と協力し、初期消火、被災者の救助等ができる

ボランティア活動を支援する

- ③9 ・ボランティア活動を支援できる

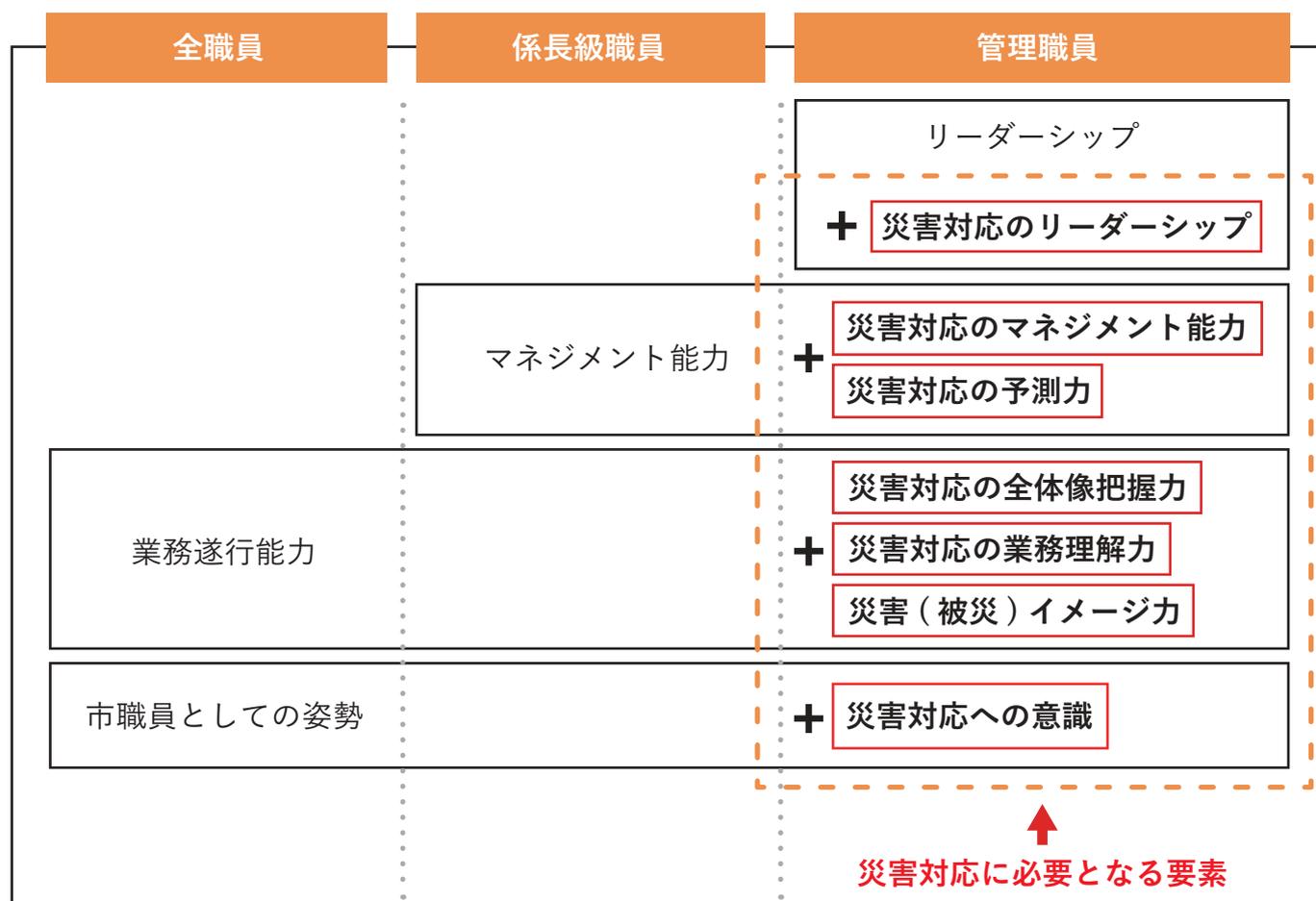
自動車等の使用を自粛する

- ④0 ・緊急輸送等を確保するために、自動車の使用を自粛できる

3. 市職員の災害対応業務に必要な要素

市職員の防災人材育成の検討を進めるにあたり、災害対応業務における職員に必要な要素を階層別に整理しました。

各職員が持つ能力を災害時でも発揮することができるよう、平常時に各階層で必要となる能力を向上させる必要があります。



4. 名古屋市災害対策本部各班の災害対応業務に関するアンケートの概要

市職員の防災人材育成の検討を進めるにあたり、名古屋市災害対策本部の市本部及び区本部における各班の災害対応業務の現状を把握するため、アンケート調査を行った。

- 調査対象 名古屋市災害対策本部の市本部・区本部 計 232 班
- 実施方法 書面による照会
- 回収数 232 班
- 調査期間 令和 3 年 9 月 6 日～ 9 月 15 日

区分

問 1 マニュアルの整備や研修、訓練等の人材育成が必要な任務である。

① 90.1%

② 9.9%

- ① はい
- ② いいえ（平常業務の延長等）

災害対応業務の現状

問 2 現状の研修・訓練、マニュアルの整備、関係機関との連携等により、「今」南海トラフ巨大地震等の大規模災害が本市で起きた場合に、発災時に対応すべき業務を円滑に進められる状況にありますか。

④ 4.3%

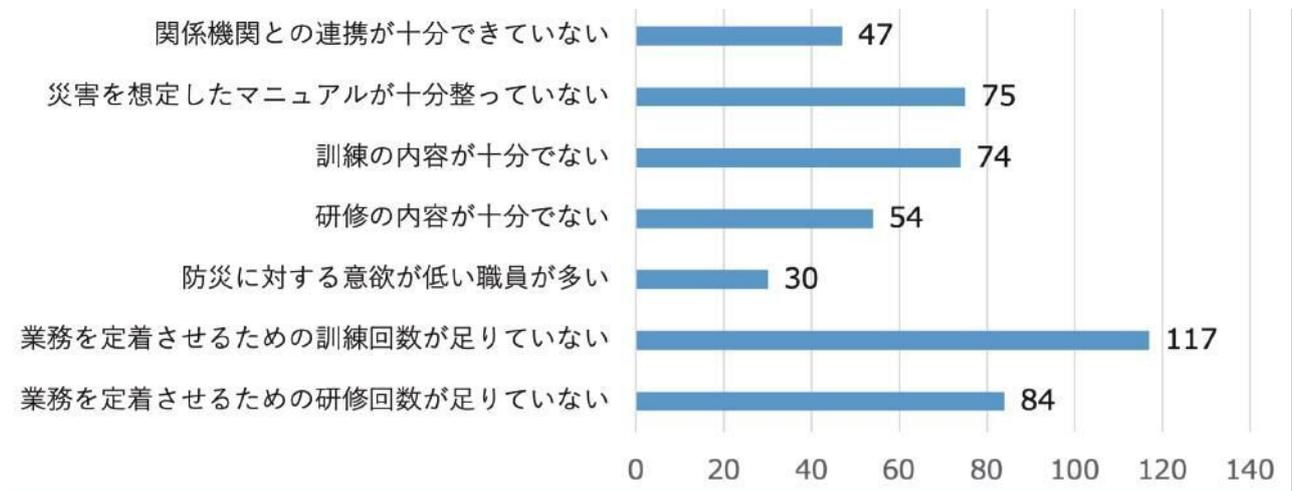
① 18.1%

② 41.4%

③ 36.2%

- ① 概ね円滑に対応できる準備が整っている
- ② 円滑に対応するための準備が整っている部分と、まだ不十分な部分がある
- ③ まだ不十分な部分が多く、円滑に対応することは難しい
- ④ 災害対応業務が円滑に対応できるレベルであるか、現状を十分把握できていない

問3 災害対応業務が円滑に実施できない理由として該当するものすべてを選択してください。



5. 防災意識に関する職員アンケートの概要

市職員の防災人材育成の検討を進めるにあたり、職員の防災意識に関する現状を把握するため、アンケート調査を行った。

- 調査対象 名古屋市職員（教職員含む） 約 33,500 人
- 実施方法 WEB アンケート
- 回収数 8,013 名（回収率 約 24%）
- 調査期間 令和 3 年 9 月 27 日～ 10 月 8 日

基本情報

問 1 名古屋市職員として何年目ですか？



■ ① 1～3 年目 ■ ② 4～10 年目 ■ ③ 11～20 年目 ■ ④ 21 年目以上 ■ ⑤ 未回答

問 2 現在の役職は何ですか？



■ ① 担当者（役職者以外） ■ ② 係長級相当 ■ ③ 管理職 ■ ④ 未回答

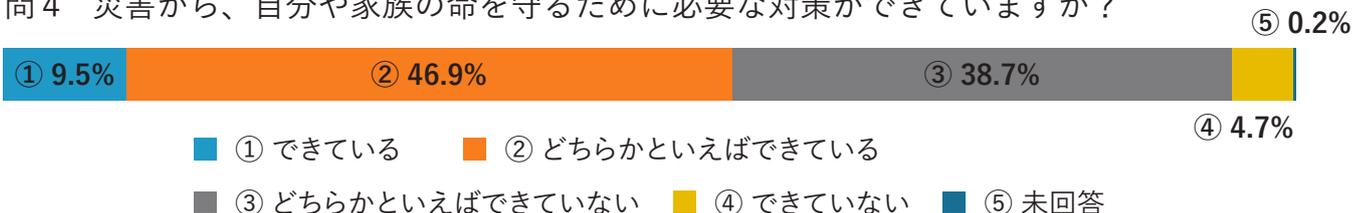
防災意識について

問 3 本市における大規模災害（地震、風水害）の可能性について、どのように考えていますか？



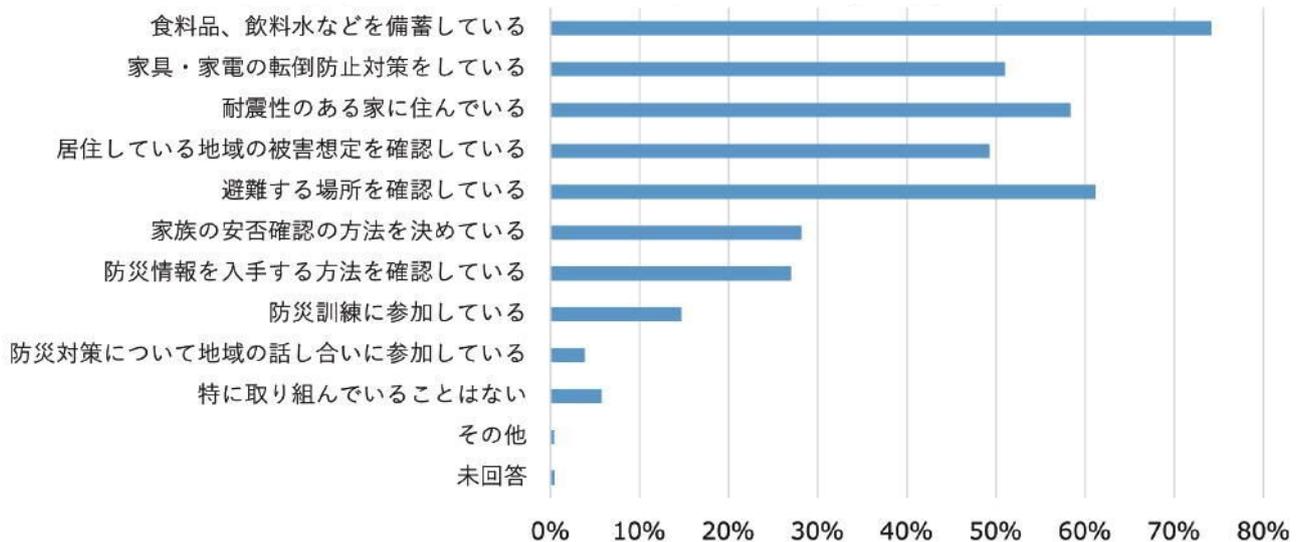
■ ① いつ起きてもおかしくないと思っている ■ ② 当分起きないだろうと思っている ■ ③ 未回答

問 4 災害から、自分や家族の命を守るために必要な対策ができていますか？



■ ① できている ■ ② どちらかといえばできている ■ ③ どちらかといえばできていない ■ ④ できていない ■ ⑤ 未回答

問5 問4について、具体的に取り組んでいることは何ですか？（複数回答可）



問6 あなたは、指定緊急避難場所と指定避難所の違いを知っていますか？

③ 0.2%



災害対応について

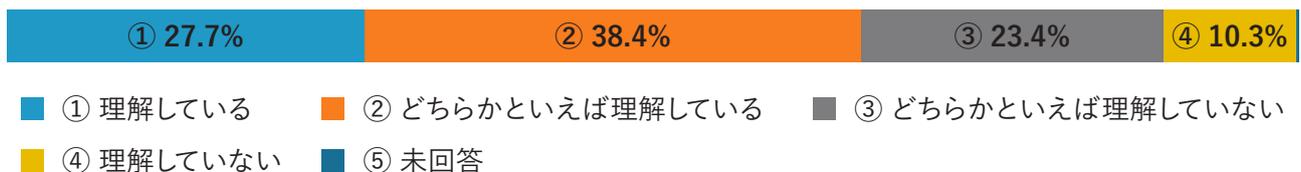
問7 大規模災害を想定した職員参集について、事前に公共交通機関が使えない場合の参集経路を確認していますか？

③ 0.2%



問8 自分の担当する災害対応業務の内容を理解していますか？

⑤ 0.2%



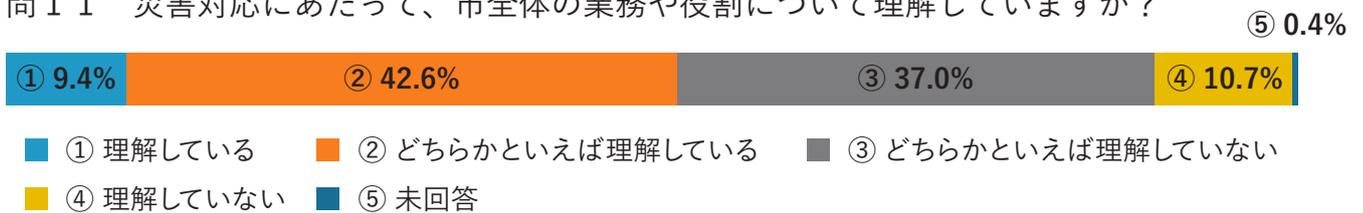
問9 本市の被害想定（地震、風水害）について、ハザードマップ等を通じて理解していますか？



問10 大規模災害が起きた場合、被災者のニーズがどのように変化していくかイメージすることができますか？



問11 災害対応にあたって、市全体の業務や役割について理解していますか？



問12 災害対応にあたって、変化する状況を予測し、必要な対応をとることができますか？



問13 災害対応時においても、マネジメント能力を発揮し、必要に応じて他部署と連携するなど実務のリーダーとして業務遂行をけん引することができますか？
（係長級相当の職員、管理職員）



問14 状況に応じた的確に災害対応の方針を判断し決定することができますか？
（管理職員）



平常業務について

問15 一つの事柄を平常時と災害時の両面を見据えて考えるなど、平常業務においても防災を意識して取り組むことができますか？(ex. 平時のまちづくり、福祉、施設整備などに、災害時の活用を見据え防災機能を付加する)

⑥ 0.1%



■ ① できている ■ ② どちらかといえばできている ■ ③ どちらかといえばできていない

■ ④ できていない ■ ⑤ 意識はあるが、実際の業務で取り組める事柄がない ■ ⑥ 未回答

名古屋市防災人材育成方針

編集・発行 名古屋市防災危機管理局
危機管理企画室

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話 052-972-3523 FAX 052-962-4030

発行年月 令和4年3月

名古屋市防災人材育成方針は、
名古屋市公式ウェブサイトでもご覧いただけます。

市公式ウェブサイト

名古屋市防災人材育成方針

